

環境省からのお知らせ

被災家屋等解体に係る申請受付期限のお知らせ (帰還困難区域を除く)

環境省で実施している被災家屋等の解体申請の受付は、

平成30年3月30日

で終了となります。

申請期間の延長はありません。被災家屋解体を希望される方は、平成30年3月30日までに被災家屋解体または家屋被害認定調査の申請をしてください。

※平成30年3月31日以降、被災家屋解体申請はできません。

【建物解体の留意点】

- 付属建物（倉庫、納屋、店舗、ブロック塀等）のみの解体も可能です。
※付属建物のみの場合、り災証明書は不要です。
- 解体申請後のキャンセルは可能です。

家屋被害認定調査の申請・相談

浪江町役場住民課税務管理係

TEL 0240(34)0223

平日 8時30分～17時15分
(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)

家屋等の解体に関する問合せ先

環境省 福島地方環境事務所浜通り北支所

TEL 0244(26)9948

平日 8時30分～17時15分
(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)

【被災家屋解体申請先】

株式会社高島テクノロジー 被災建物解体受付窓口

● 二本松窓口

TEL 0120(603)016

受付時間 平日 8時30分～16時30分

二本松市北トロミ573

(浪江町役場二本松事務所隣)

● 南相馬窓口

TEL 0120(664)123

受付時間 平日 9時～17時

南相馬市原町区錦町一丁目132-1

レスディビル2階 (原ノ町駅東口)

● 浪江町役場本庁舎窓口

TEL 0120(770)443

受付時間 平日 8時30分～17時

浪江町大字幾世橋字六反田7-2

(浪江町役場本庁舎1階西側)

土・日曜日・祝日・年末年始を除く

各種申込みはお早めに —現在、環境省では次の事業を進めています—

各連絡先のとおり受け付けています。

お申込みが集中し、実際に受託業者が作業に入るまでに相当な日数がかかる場合がありますので、ご希望の方は早めのお申込みをお願いします。

回収事業	連絡先
粗大ごみの戸別回収 (帰還困難区域以外)	(有)佐洋運輸 回収コールセンター TEL 0120(103)726 (平日 8時～17時) 0120(503)726 (24時間受付)
除染で集められた不用品 (除染残置物)の回収および ごみの出し方全般について	環境省福島環境再生事務所 浜通り北支所 TEL 0244(26)9912 (平日 8時30分～17時15分)
浄化槽の汲み取り (帰還困難区域以外)	(有)阿部衛生社 TEL 0120(127)002 (月曜・祝日を除く 9時～17時)

◎片付けごみについては、町内全域でごみステーションでの回収も行っています。

◎必ず燃えるごみと燃えないごみに分け、中身の見える透明または半透明の袋に入れて出してください。
なお、ごみが大量になる場合は動物による被害を避けるため、帰還困難区域以外は戸別回収をご利用ください。